

入院時食事療養費(食事代)及び入院時生活療養費の標準負担額の変更について

2025年4月

磐城中央病院

2025年診療報酬一部改定に伴い、4月1日より入院時の食事療養費の食事療養標準負担額及び入院時生活療養費の生活療養標準負担額が下表のとおり変更となりますので、ご了承ください。

		70歳未満	70歳以上
一般		1食につき490円→ <b>510円</b>	1食につき490円→ <b>510円</b>
難病・小児慢性特定疾患患者		1食につき280円→ <b>300円</b>	1食につき280円→ <b>300円</b>
市区町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	1食につき230円→ <b>240円</b> (91日目以降180円→ <b>190円</b> )	1食につき230円→ <b>240円</b> (91日目以降180円→ <b>190円</b> )
	低所得者Ⅰ		1食につき110円→110円

※太字が変更後の金額

★65歳以上の方が療養病床に入院した場合の負担額

65歳以上の方が「療養病床」に入院した場合は、食事代の負担と居住費の負担が必要となります。

「療養病床」とは、慢性的な病気で長期入院するための病床です。

		食費 (1食)	居住費 (1日)
課税世帯	入院時生活療養費(Ⅰ)を算定する 医療機関に入院している者	490円→ <b>510円</b>	370円
	入院時生活療養費(Ⅱ)を算定する 医療機関に入院している者	450円→ <b>470円</b>	0円
	指定難病患者	280円→ <b>300円</b>	
市区町村民税 非課税世帯	70歳未満	230円→ <b>240円</b> (91日目以降180円→ <b>190円</b> )	370円
	70歳以上	140円→140円 (医療の必要性が 高い方110円→110円)	370円
	指定難病患者	230円→ <b>240円</b>	0円

※太字が変更後の金額

※当院は、入院生活療養費(Ⅰ)算定医療機関です。

※負担した食事・居住費の費用(生活療養標準負担額)は高額療養費の支給対象にはなりません。